



令和8年3月27日

各 位

会社名 株式会社トーア紡コーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 長井 渡  
(コード：3204 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役 上席執行役員  
総務担当 玉田 暢生  
(TEL. 06-7178-1151)

## 当社及び当社子会社の管理職に対する譲渡制限付株式としての 自己株式処分に関するお知らせ

当社は、令和8年3月27日開催の取締役会において、「譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）」の導入を決議し、本制度に基づき、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	令和8年4月21日
(2) 処分する株式の 種類及び数	当社普通株式 44,530株
(3) 処 分 価 額	1株につき491円
(4) 処 分 総 額	21,864,230円
(5) 処分先及びその 人数並びに処分 する株式の数	当社の管理職 27名 16,470株 当社子会社の管理職 46名 28,060株
(6) そ の 他	本自己株式処分は、金融商品取引法施行令第2条の12第1号に定める募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集に該当するため、有価証券通知書を提出していません。

### 2. 処分の目的及び理由

当社は、令和8年3月27日開催の取締役会において、当社及び当社子会社の管理職である社員（以下「対象社員」といいます。）を対象に、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入することを決議しました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

#### 【本制度の概要等】

対象社員は、本制度に基づき、当社又は当社子会社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象社員に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象社員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象社員は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により

割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。本自己株式処分にあたっては、割当予定先である対象社員 73 名に対して、当社又は当社子会社から金銭債権合計 21,864,230 円（以下「本金銭債権」といいます。）、を支給し、普通株式 44,530 株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主の皆様との一層の価値共有を中期にわたって実現するため、譲渡制限期間を 5 年としています。

なお、本制度は、各対象社員に対して現物出資するための金銭債権が当社又は当社子会社から支給されますので、本自己株式処分により、当社又は当社子会社の社員の賃金が減額されることはありません。また、本割当株式は、引受けを希望する対象社員に対してのみ割り当てられるため、引受けの申し込みがない場合、本金銭債権は消滅いたします。

本自己株式処分において、当社と対象社員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記 3. のとおりです。

### 3. 本割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間

令和 8 年 4 月 21 日～令和 13 年 3 月 31 日

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象社員が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の社員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

#### (3) 譲渡制限期間中に、対象社員が定年その他の正当な事由により退職した場合の取扱い

対象社員が、当社又は当社子会社の社員の地位から定年その他の正当な事由（死亡及びこれに準ずる傷病による退職を含む。）により退職した場合には、当該退職する日の属する月の 1 日の経過する直前の時点において保有する本割当株式の全部について、対象社員の退職する日の属する月の 1 日の経過する直前の時点をもって、譲渡制限を解除する。

#### (4) 非居住者となる場合の取扱い

対象社員が、譲渡制限期間中に、海外転勤等により、非居住者に該当することとなる旨の当社又は当社子会社の決定が行われた場合には、当該決定が行われた日（以下「海外転勤等決定日」という。）における当該対象社員の保有する本割当株式の全部について、海外転勤等決定日をもって、譲渡制限を解除する。

#### (5) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）若しくは（4）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。また、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、その他法令違反行為等を行った場合には、本割当株式の全部について、当該該当した時点をもって、当然に無償で取得する。

#### (6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

#### (7) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象社員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象社員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象社員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、令和8年3月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である491円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上